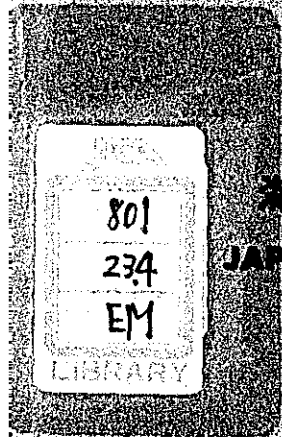




# カナダ移住の案内

一昭和40年1月一



海外移住事業団  
JAPAN EMIGRATION SERVICE

国際協力事業団

受入 月日	84. 7. 27	801
		23.4
登録No.	02801	EM

## 発刊のことば

カナダ移住の案内として一般向けに  
取敢えず本書を発刊しましたのでご  
利用下さい。

なお今後改訂増補してゆくつもりで  
す。

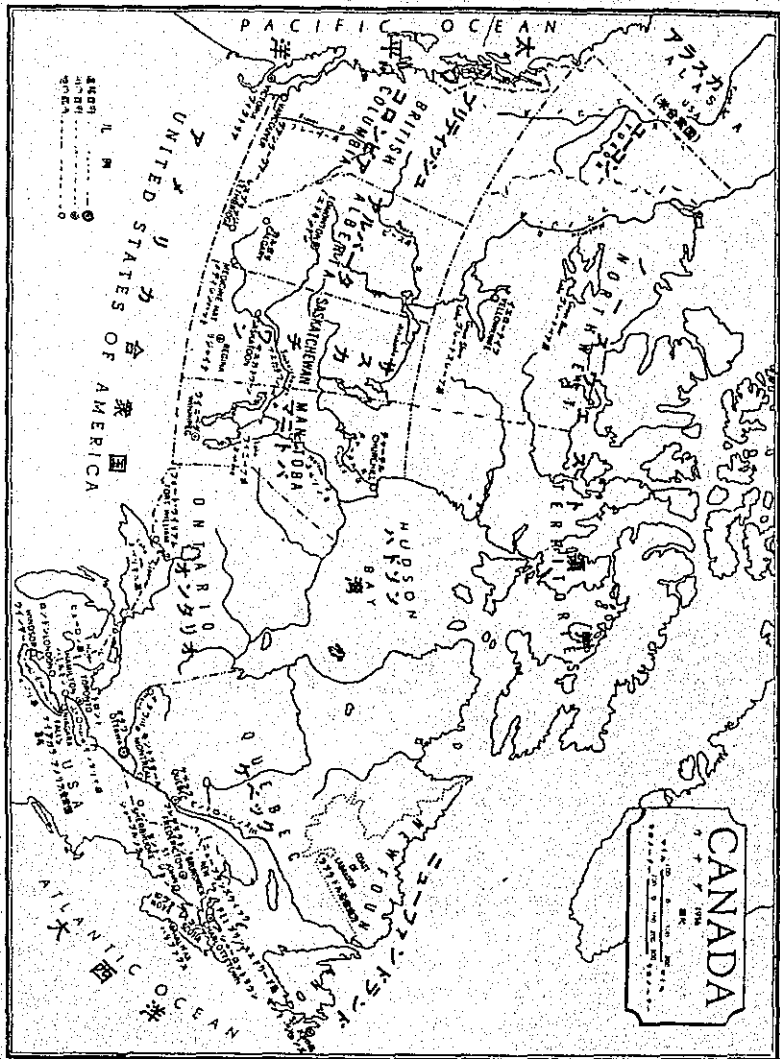
1965年1月

海外移住事業団

JICA LIBRARY



1035604[6]



カナダ略図

# カナダ移住の案内

発刊のことば

## 目 次

### 第1部 カナダ国概況

1. 一般事情 ..... 1
2. 日系人の現況 ..... 2
3. カナダ国の移住政策 ..... 2

### 第2部 受入れ職種と資格条件

1. 職 種 ..... 3
2. 資格条件 ..... 5

### 第3部 移住手続

1. 移住相談から申込み ..... 6
2. 審査から査証付与まで ..... 6
3. 渡 航 ..... 7
4. 現地到着 ..... 8

## 第1部 カナダ国概況

### 1. 一般事情

カナダ国はソ連に次ぐ世界第2位の広さで、面積は約9,960,000平方マイルで、日本の約27倍です。気候は高緯度にあるため全体としては寒冷ないし冷涼です。人口は1963年には約1,892万人で、人口密度はわずか2人です。総人口の約80%はアメリカとの国境線から約320マイル以内の南部に集中し、人種構成はイギリス系が約44%、フランス系約30%、その他ドイツ・オランダ・ウクライナ系などの各民族があり、第二次大戦後でも約150万人を受入れており、移民の国といえます。そのほか、原住民としてはエスキモーが約1万人、インディアンが約20万人居住しています。カナダ国は1497年イタリー人によって発見され、16世紀中期から約100年間フランスの植民地として支配されてきましたが、1763年パリ平和条約によってイギリスの支配下に入りました。1867年英領北アメリカ条約が制定され、カナダ自治領の名のもとに連邦政府(Federal Government)が成立され、現在に至っています。

カナダ国はイギリス女王を元首に戴く立憲君主国で、総督が女王を代表し、そのもとに三権分立の制度が確立されており、英連邦の一員としてイギリスとの深い紐帯を持つと同時に、アメリカとも経済・文化的に極めて密接な関係を保っています。十州と二領州からなり、各州政府(Provincial Government)は総督によって任命された副総督が女王を代表しており、教育・財産および保健などに関しては各州は極めて強い権限を持っています。

カナダ経済は第二次世界大戦後とくに発展し、国民一人当たり実質所得と生活水準はアメリカに次いで世界第二の豊かさです。良質の小麦、膨大な木材資源、豊かな鉱物資源(石油・天然ガス・ニッケル・ウラニウムなど)と水力の天然資源に恵まれ、アメリ

カ資本の導入も活発で、最近工業近代化も急速に伸展しつつあります。教育・医療制度も整備されており、社会保障制度もわが国よりはるかに整っており、とくに老令者・母子家庭に対する扶助は極めて手厚くなっています。宗教は自由ですが、ローマカトリック教が全体の45.7%を占めています。言葉は英語が約80%使用されていますが、ケベック州では約87%がフランス語を使用しています。

## 2. 日系人の現況

明治中期以降日本人のカナダ移住が活発化し、主としてヴァンクーバー周辺において漁業に従事していましたが、排日運動がおこり、1907年日加両国間の紳士協定により制限され、さらに1928年その制度はきびしくなり、年間150人に割当制限されました。1941年当時の在加日系人は約23,000名と推定され、その9割以上が大平洋岸のBC州に居住していましたが、第二次世界大戦によって日系人は奥地へ立退きを命ぜられ、せつかく築きあげた日系人の生活基盤は根底から覆えされました。戦後約3,000名の人々は日本へ帰国しましたが、大部分は各地に分散して再出発し、カナダ社会にとけこみ、現在ではめざましい発展と高い信用を得ています。おおよそ東部地方に約12,000人、中部平原地方に約6,000人、西部地方に約9,000人が居住しており、日系二世のなかには知識階級層にも数多く進出しています。また、日加間の経済提携も密接化しつつあります。

## 3. カナダ国の移住政策

前述のとおりカナダは世界有数の移住者受入国ですが、長い間白人優先主義をとってきました。然るに、1962年2月移民法施行規則を改正して人種差別を撤廃し、移住者の教育・技能によって自から生計をたて得る人に対して広く門戸を解放することとした

ことは、カナダ移住史上まことに画期的なことです。最近においてヨーロッパからの移住者が減ったことにもよりますが、広く優れた人材を受入れ、カナダの経済開発を推進しようとする積極的誘致政策のあらわれであります。とくに1964年4月にはカナダ移民大臣が来日して、日本人の受入れを歓迎する旨申し出がありました。日本人に対する高い評価のあらわれといえるでしょう。

カナダ側の移住者受入れ体制は極めて整備されており、連邦政府のもとに移民省を設置し、国内各地に事務所を設け、移住者の就職あっせん・生活相談および定着援助にあたっています。また日本にも専門の移民官を駐在せしめ、希望者のための移住相談及びその選考審査にあたることになっています。

カナダ移民省 (Department of Citizenship and Immigration) はオタワにおかれ、そのもとにつきの5総局がおかれ、さらにそれらのもとに全国で90の移民事務所がおかれています。

- |             |   |                                  |
|-------------|---|----------------------------------|
| 移<br>民<br>省 | ┌ | 1. 大西洋岸移民総局 (所在地・ハリファックス、管轄沿岸4州) |
|             |   | 2. 東部移民総局 (所在地・モントリオール、管轄ケベック州)  |
|             |   | 3. 中部移民総局 (所在地・トロント、管轄オンタリオ州)    |
|             |   | 4. 西部移民総局 (所在地・ウイニペグ、管轄平原3州)     |
|             |   | 5. 太平洋岸移民総局 (所在地・ヴァンクーバー、管轄BC州)  |

## 第2部 受入れ職種と資格条件

### 1. 職 種

カナダ移住の特色は、本人の技能をもっとも尊重していることで、アン spons ード・イミグ ラント方式 (単純移住方式。ただし、近親呼寄せ移住者の扱いは別) です。すなわち、カナダ移住の場合、スポンサーとは入国後移住者の一切のことに関する身元引受人、または保証人のことをさし、カナダ市民がその近親者を外国から呼び寄せる場合に限られています。スポンサーを近親呼寄



者だけに制限しているカナダでは、移住者の能力認定を最も重視しており、原則としてカナダにおける雇用者ないし受入先が具体的に決っている必要なく、カナダ到着後移民省（実際はその地方機構）で就職あっせんなどをおこなうことになっています。就業可能職種は広汎で、雇用 500 職種内外、自営 120 業種内外に亘り前者は I L O の国際標準職種分類表によって表示されています。双方とも、就業・就職見込表として査証審査に当る移民官参考用に編纂されています。カナダ国内各地における就職見込みや、自営のチャンス見込みにもとづいてカナダ移民省が作成するもので、カナダ移民官が審査をおこない、決定することになっています。

就職部門を例示すると

各種技師、学者教師、医師・獣医師、看護婦、速記者、タイピスト、各種運転士、農業者、ガーデイナー、各技能工（各種機械・電気組立および修理関係など）、大工、美容師、理髪師、ハウスキーパー、電話交換手、菓子製造人などの多種にわたっています。

自営業部門では

農業（酪農・果樹・養鶏など）、写真業、理容業、医師、家具、修理業、ドレスメーカー、各種販売、修理業などです。

労働日数は週 5 日、40 時間が大部分で、有給休暇制（年に 2 週間が多い）もあります。各州によって多少異なりますが、農業者および家事使用人を除くすべてに、最低賃金法が適用されていますが、実際の賃金はそれを上回っています。また州別によって多少異なりますが、全産業平均労働賃金は週給 83 ドルで、大学新卒者の初任給は平均月給約 420 ドルです。（1963 年春）、熟練工の職種によっては労働組合への加入が義務づけられています。また公共サービス機関では、カナダ国籍が雇用条件となっている職種が多いのですが、一般民間ではカナダ国籍を要求される例は比較的稀です。また医師・獣医師・看護婦などについては各州別に異

なりますが、カナダ側の一定の資格条件が必要とされていますので十分確かめて下さい。

## 2. 資格条件

### イ. 技能および教育程度

職種によって自ら差異があり、個々のケースによって認定されますが、4年制大学の技術系統の学部を卒業した人だとか、一定の技能・経験があれば十分ですが、高校卒でも相当の経験熟練コースを経ているような人などは、入国資格を認められる可能性が濃厚といえましょう。資格免状などを提示することは励行して下さい。今後具体的事例を重ねて行く中に、これらの点は次第に明確化されると思われます。

### ロ. 年令および性別

原則として満18才以上の男女。家族を同伴（配偶者および21才未満の未婚の子）することもできます。移住した後にその両親・祖父母・夫・妻・婚約中の女子または21才未満の子女をカナダへ呼び寄せることも認められています。

### ハ. 人物と健康

先進国とはいえ、言語・風俗・習慣なども異なりますので、身心健全かつ意思強固で、相当の開拓意欲に燃えていることが必要です。また日本で犯罪をおかしたことがなく、カナダ社会に適応し、カナダ市民として適当な人であることはもとより肝要です。

なお、伝染病・伝染性疾患・トラコーマ・梅毒・淋疾・結核・盲目・聾・啞・精神病および中毒疾患などに罹患している者は不適格です。

### ニ. 語学力

職業や職種によっても異なり、高度の語学力を必要とするものもありますが、英語（またはフランス語）の初歩的な素養・能

力は絶対必要で、移住した後も努力を続け語学に上達することが成功の鍵といえます。

#### ホ. 必要経費

現地到着後の取敢えずの生活費などのため、単身者の場合でも渡航費を含めて最低25万円ぐらゐの資金を準備することをすすめます。移住後直ちに自営することはなかなか無理ですが、自立する場合、資金を携行しておれば、それだけ有利です。

### 第3部 移住手続

#### 1. 移住相談から申し込みまで

移住希望者は当事業団の各都道府県事務所（別表一覧表参照）で移住相談を受付けていますから遠慮なくお申し出下さい。移住相談の結果いよいよ移住申し込みをしたい方は、事務所に備え付けてある移住申込書（Application）に英文で正確に記入のうえ写真を添付して2通を直接カナダ大使館（東京都港区赤坂表町3の16〔電話(408)2101〕）に申し込んで下さい。移住申込書の記載については事務所で指導しています。

#### 2. 審査から査証付与まで

移住申込書によってカナダ側で一応の資格審査をなし、パスすると本人宛に仮合格通知（原則として1ヶ年有効）があり、所定の健康診断書（各人1枚必要）が送付されます。居住地の都道府県旅券担当課を通じて旅券申請を行なった後（旅券下付料は一通につき1,500円です）所定の病院で健康診断（満11才以上はレントゲン撮影含む）を受けて下さい。

カナダ大使館では特別の指定はしていませんが、施設その他の理由で現在カナダ移住者の健康診断を取扱っている病院は次のとおりです。



DEPARTMENT OF CITIZENSHIP AND IMMIGRATION  
IMMIGRATION BRANCH  
APPLICATION FOR ADMISSION TO CANADA

見  
本

IMM. Q.53  
(REV. 1-63)

INSTRUCTIONS TO APPLICANTS

- \* CHILDREN 18 YEARS AND OVER MUST COMPLETE A SEPARATE FORM.
- \* COMPLETE BY TYPEWRITER OR PRINT IN BLOCK LETTERS.
- \* DO NOT LEAVE YOUR EMPLOYMENT OR DISPOSE OF ANY OF YOUR ASSETS UNTIL YOU HAVE RECEIVED YOUR VISA OR LETTER OF PRE-EXAMINATION.
- \* FEES OF ANY PERSON ASKING YOU FOR MONEY TO FACILITATE OR EXPEDITE YOUR APPLICATION, THE SERVICES OF THE CANADIAN AUTHORITIES ARE FREE.
- \* IF SPACE BELOW IS INSUFFICIENT TO ANSWER ANY QUESTION PROPERLY, THE ADDITIONAL INFORMATION MAY BE PRINTED IN THE BLANK PORTION ON PAGE 2, BELOW THE SPACE FOR YOUR SIGNATURE.
- \* DO NOT COMPLETE ITEM 8.

NOTICE  
ATTACH PASSPORT SIZE  
PHOTOGRAPHS OF YOURSELF  
AND YOUR WIFE

1. NAME (Last or Family name) (First name) (Middle names)			2. SEX <input type="checkbox"/> MALE <input type="checkbox"/> FEMALE			
3. BIRTH (Day) (Month) (Year)	PLACE OF BIRTH	COUNTRY OF BIRTH	4. CITIZEN OF			
5. ETHNIC ORIGIN	6. MARITAL STATUS <input type="checkbox"/> SINGLE <input type="checkbox"/> MARRIED <input type="checkbox"/> WIDOWED <input type="checkbox"/> SEPARATED	7. RELIGIOUS DENOMINATION	8. COUNTRY OF LAST PERMANENT RESIDENCE			
9. IMMIGRATION CATEGORY * SEE ABOVE	10. INTENDED OCCUPATION	11. HOW MUCH MONEY WILL YOU (a) HAVE ON ARRIVAL IN CANADA? \$ (b) TRANSFER LATER TO CANADA? \$				
13. CLOSEST RELATIVE IN HOME COUNTRY (Name, address, relationship)		12. HAVE YOU OR HAS ANY MEMBER OF YOUR FAMILY SUFFERED FROM MENTAL ILLNESS, TUBERCULOSIS, OR BEEN CONVICTED OF A CRIMINAL OFFENCE, REFUSED ADMISSION OR DEPORTED FROM CANADA? (If "yes", so state, give details)				
14. FAMILY AND DEPENDENTS - Give below particulars of your wife and children (whether living with you or not) and other dependents being supported by you. Mark "X" in front of the names of those accompanying you to Canada, "F" opposite the names of those to follow later and "A" opposite the names of any adopted children.						
SURNAME	GIVEN NAMES	RELATIONSHIP	DATE OF BIRTH	PLACE OF BIRTH	CITIZENSHIP	ETHNIC ORIGIN
15. ADDRESSES IN CANADA						
(a) YOUR INTENDED ADDRESS IN CANADA						
(b) NAME, ADDRESS AND RELATIONSHIP OF PERSON IN CANADA WILLING TO ASSIST						
16. CAN YOU PAY YOUR OWN PASSAGE TO CANADA? <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO			17. TRANSPORT FROM PORT OF ENTRY TO DESTINATION			
18. PASSPORT NO.	COUNTRY OF ISSUE	DATE OF ISSUE	VALID UNTIL			
19. PRESENT ADDRESS IN FULL					20. TELEPHONE NO.	
21. HEIGHT		22. WEIGHT		23. DESCRIBE ANY PHYSICAL DISABILITY		
24. (a) WHY DO YOU WISH TO MIGRATE?						
(b) WHY DID YOU SELECT CANADA?						

見本

28. LANGUAGES (Indicate whether fluent, good, fair)

	SPoken	HEARD	WRITTEN
ENGLISH			
FRENCH			
OTHER			

29. EDUCATION

INSTITUTION	YEARS ATTENDED	INDICATE DEGREES OR DIPLOMAS AWARDED
PRIMARY SCHOOL		
HIGH (Secondary) SCHOOL		
TECHNICAL SCHOOLS		
BUSINESS COLLEGE		
CORRESPONDENCE COURSE		
UNIVERSITY		
POST-GRADUATE COURSES		
PROFESSIONAL COURSES		
TRADE SCHOOL TRAINING		

30. PRACTICAL TRAINING

	TRADE OR SKILL	NO. YEARS COMPLETED	STANDINGS OBTAINED
TRADY APPRENTICESHIP			
SPECIAL TRAINING IN INDUSTRY			
SPECIAL TRAINING IN A PARTICULAR SKILL			

31. EXPERIENCE - EMPLOYMENT SUMMARY (Include experience obtained in the Armed Forces).

PERIOD OF EMPLOYMENT		TITLE AND KIND OF WORK	INITIAL SALARY	SALARY ON LEAVING	LOCATION
FROM	TO				

32. MANAGEMENT EXPERIENCE IN BUSINESS OR FARMING

(a) YEARS (b) POSITIONS HELD

33. TYPE OF ENTERPRISE

(1) EXPERIENCE AS AN OWNER, OPERATOR  
(2) TYPE OF ENTERPRISE

20. FORMER ADDRESSES AND EMPLOYMENT - (A) FOR THE LAST 10 YEARS (B) SINCE 1939 IF YOU HAVE RESIDED IN GERMANY.  
 NOTE: Addresses and employment are not required for the period prior to your 18th birthday.

FROM MONTH - YEAR	TO MONTH - YEAR	HOME ADDRESS AND COUNTRY	NAME OF EMPLOYER, FIRM, MILITARY DIVISION OR, IF PRISONER OF WAR, GIVE NAME OF CAMP	OCCUPATION
見本				

21. PREVIOUS SURNAME IF CHANGED		DATE SURNAME CHANGED	
22. MAIDEN NAME OF WIFE		DATE AND PLACE OF MARRIAGE	
23. NAME OF FATHER	DATE AND PLACE OF BIRTH	ADDRESS IN FULL	
MAIDEN NAME OF MOTHER			
24. NAME OF FATHER-IN-LAW	DATE AND PLACE OF BIRTH	ADDRESS IN FULL	
MAIDEN NAME MOTHER-IN-LAW			
25. IF NOT BORN IN THE COUNTRY WHERE YOU PRESENTLY RESIDE INDICATE:	1A) DATE OF ENTRY IN THAT COUNTRY	1B) PLACE OF ENTRY IN THAT COUNTRY	

I CERTIFY THAT MY ANSWERS TO THESE QUESTIONS ARE  
 TRUE AND CORRECT TO THE BEST OF MY KNOWLEDGE

DATE

SIGNATURE OF APPLICANT

FOR USE OF APPLICANT

(OVER)

- (東京都) 聖路加病院 (東京都中央区明石町)
- 聖母病院 (東京都新宿区下落合)
- 衛生病院 (東京都渋谷区恩田)
- (大阪府) 階生病院 (大阪市北区)
- (熊本県) 熊本中央病院 (熊本市)
- (兵庫県) 階生病院 (神戸市灘区)
- (京都府) バプテリスト病院 (京都市)

健康診断書(写真添付のこと)は病院からカナダ大使館へ直送され、審査のうえ適格者には査証付与の内示がありますので、指示に従い大使館に行き面接を受けた上で、普通その場で査証が付与されます。

前記入国許可は発給日から1ヶ年有効ですが、健康診断書の有効期間は6ヶ月ですから注意して下さい。健康診断および予防注射料は大人1人で約4~5,000円で、本人負担になっています。査証料は日加両国の協定により相互に免除されていますから無料です。

なお査証の時には天然痘 (Small pox) 予防注射証明書が必要です。

### 3. 渡 航

渡航手段は船便と航空機便があり、渡航費用は本人負担ですが、カナダ国では希望者には渡航費を貸付ける制度があります。渡航手続は日本交通公社などに依頼することが便利です。

船賃は40年度は次のとおりです。

横浜—ヴァンクーバー間 (P&O Line 所要日数約12日間)

4月船 375米ドル (フォーリスト)

5月船 336米ドル (     "     )

8月船 375米ドル (     "     )

航空機賃(4月以降)は次のとおりです。

羽田—ヴァンクーバー間 435米ドル（カナダ航空、  
エコノミークラス、毎週4回運航）

ヴァンクーバーからカナダ各地へは、航空便または鉄道便を利用するわけですが、日本で通し切符を購入することもできます。携行金は一家族または単身で5,000米ドル以内については為替銀行限りの許可で携行できます。カナダから日本への送金については制限がありません。

なお航空機利用の場合は、1人20kg、船便利用の場合は大人1人につき約159kg（1才以上12才未満は½）まで携行荷物は無料扱いです。

#### 4. 現 地 到 着

現地到着後は税関検査や健康診断をうけ、最寄りの移民事務所に出頭のうえ、就職に関し相談あっせんをうけるわけです。

移民省が設けている移住者用宿泊施設は、ケベック市ハリファックス市にあります。その他の地区では移民事務所が最寄りのホテル・宿舎をあっせんしてくれることになっています。就職先のあっせんはもちろん、住宅その他生活一般についてもいろいろ相談に応じてくれます。

なおカナダにおいては、職業訓練機関または語学訓練機関が整っていますから、就職後、さらに専門技術および語学の訓練をうけて1日も早くカナダ社会で十分能力を発揮できるよう努力することが望ましいと思います。

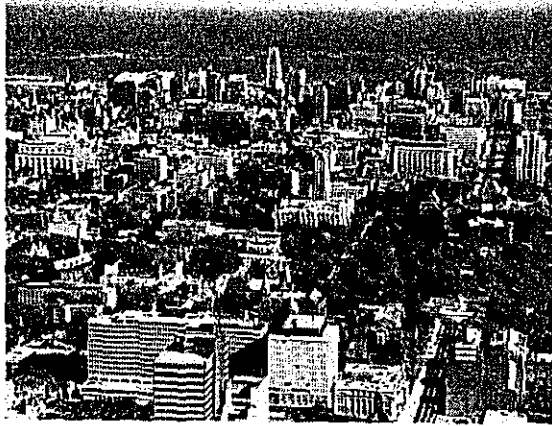


各州別主要都市人口 (1963年6月)

州および領州	同人口 千人	主要都市	人口 千人
ニューファンドランド州 Newfoundland	481	セントジョンズ市 (州都)	90
ノヴァ・スコチア州 Nova Scotia	756	ハリファックス市 (州都)	180
プリンス・エドワード・アイ ランド州 Prince Edward Island	107	シャーロットタウン市 (州都)	20
ニュー・ブランズウィック州 New Brunswick	614	セントジョン市 フレデリクトン市 (州都)	93 20
ケベック州 Quebec	5,468	モントリオール市 ケベック市(州都)	2,200 370
オンタリオ州 Ontario	6,448	トロント市(州都) オタワ市(首都) ハミルトン市 ウインドソル市	1,920 440 400 200
マニトバ州 Manitoba	950	ウイニペグ市(州都)	490
サスカチワン州 Saskatchewan	933	レジャイナ市(州都)	110
アルバータ州 Alberta	1,405	エドモントン市(州都) カルガリー市	340 200
ブリティッシュ・コロンビア州 British Columbia	1,695	ヴァンクーバー市 ヴィクトリア市(州都)	800 160
ユーコン領州 Youkon	15		
ノースウェスト領州 Northwest Territories	24		

## 在カ日本公館一覽表

在カナダ日本国大使館 (Embassy of Japan)	住所 (Fuller Building, 75 Albera st.) (Ottawa, Canada)
在モントリオール総領事館 (Consulate-General of Japan)	住所 (Suite 2505 1155 Dorchester Boulevard West, Montreal 2, P.Q., Canada)
	管轄 (ケベック州, ニューファウンドラ ンド州, フリンス・エドワード・ アイランド州, ノヴ・スコシア州, ニュー・ブランズウィック州)
在ヴァンクーバー総領事館 (Consulate of Japan)	住所 (Room 1401, Standard Building, 510 West Hastings Street, Vancouver 2, Canada)
	管轄 (ブリティッシュ・コロンビア州) (ユーコン領州)
在トロント領事館 (Consulate of Japan)	住所 (Imperial Lite Tower, 4th Floor, 44 Victoria Street, Toronto, Ontario, Canada)
	管轄 (オンタリオ州 ノースウエスト領州)
在ウイニペグ領事館 (Consulate of Japan)	住所 (Room 301, Tribune Building, Winnipeg, Manitoba, Canada)
	管轄 (マントバ州, サスカチワン州, アルバータ州)



遠くオンタリオ湖を見おろす  
オンタリオ州トロント市の美しい中心街



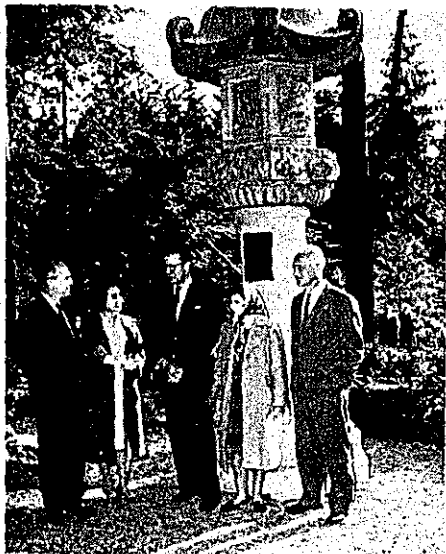
衛生的に完備されたスーパーマーケット  
で買物する主婦たち。



カナダの桃は年間550万ドルも生産され、桃園のほとんどが、このように機械化されている（オンタリオ州で）。



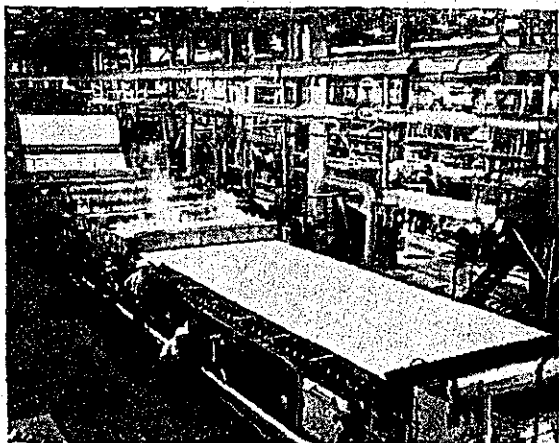
アルミニウム工業がさかんなブリティッシュコロンビア州のキチマッド鉱山で採石する鉱夫たち



日本式庭園で故園の話しに興  
じる（バンクーバー市で）

主婦の共同作業で麦芽の選定  
をする日系の婦人たち





さかんな製紙工場，大量のバルブが輸出される。



豊富な天然資源に恵まれたカナダの人々，  
休日は魚釣りに興じる。(ケベックで)

海外移住事業団 都道府県事務所一覽表

地方事務所名	所 在 地	電話番号
北海道事務所	札幌市北1条西5の3	(26)0675
青森県事務所	青森市大字大野字長島1	(2)1111
岩手県事務所	盛岡市仁王小路97	(3)4723
宮城県事務所	仙台市勾当台通27	(23)6111
秋田県事務所	秋田市川尻八十八の1	(3)1111
山形県事務所	山形市旅館町3の5の27号	(2)9756
福島県事務所	福島市中町7の5号	(2)9014
新潟県事務所	新潟市学校町1番町5290	(3)5511
茨城県事務所	水戸市北三の丸119	(3)3873
栃木県事務所	宇都宮市鶴田町504	(2)0003
群馬県事務所	前橋市曲輪町66	(2)1511
埼玉県事務所	浦和市高砂町3の37	(29)2211
千葉県事務所	千葉市市場町2	(2)6111
東京都事務所	東京都港区赤坂田町7の1	(3)20411
神奈川県事務所	横浜市中区日本大通1	(20)4513
山梨県事務所	甲府市丸の内1の5の4	(2)6763
長野県事務所	長野市大字南長野字南町1099	(3)2909
静岡県事務所	静岡市追手町251	(54)2056
東北ブロック	北条ビル内 青森県庁農政課内 協栄生命ビル内 宮城県庁農業構造改善課内 秋田県庁内 山形県庁開拓会館内 福島県医協会館内 新潟県庁地方課内	(26)0675 (2)1111 (3)4723 (23)6111 (3)1111 (2)9756 (2)9014 (3)5511
関東ブロック	茨城県庁内 栃木県庁農地開拓課内 群馬県庁文教外事課内 埼玉県庁農地開拓課内 千葉県庁内 信和ビル内 神奈川県庁内 山梨県庁杏別館内 水ラックビル内 静岡県庁農地計画課内	(3)3873 (2)0003 (2)1511 (29)2211 (2)6111 (3)20411 (20)4513 (2)6763 (3)2909 (54)2056

東海北陸ブロック	富山 県事務所 石川 県事務所 岐阜 県事務所 愛知 県事務所 三重 県事務所	富山市新総曲輪 1 金沢市広坂通 2 岐阜市可町 1 名古屋市中区南外堀町 6 の 1 津市広明町13	富山県庁農地開拓課内 石川県庁農地開拓課内 岐阜県庁内 愛知県庁農地開拓課内 三重県庁開発拓植課内	(3)4111 (61)1111 (65)4781 (97)9974 (8)1111
近畿ブロック	福井 県事務所 滋賀 県事務所 京都 府事務所 大阪 府事務所 兵庫 県事務所 奈良 県事務所 和歌山 県事務所	福井市御本丸町101 大津市東浦 1 番町 京都市上東区小川通下立茶上ル 梅兵衛町122の1 大阪市東区法円坂町10 神戸市生田区下山手通 5 の 1 奈良市登大路町 8 和歌山市小松原通 1 の 1	福井県庁農業経済課内 滋賀県庁農政課内 京都府自治会館内 農林会館内 兵庫県庁内 奈良県庁農地課内 和歌山県庁移民課内	(3)0001 (3)0475 (45)4156 (94)3151 (34)0742 (2)5722 (3)6111
中国ブロック	鳥取 県事務所 島根 県事務所 岡山 県事務所 広島 県事務所 山口 県事務所	鳥取市東町 1 の 220 松江市殿町19の 1 岡山市内山下81の 1 広島市基町 1 山口県吉敷郡小郡町大字下第2139	鳥取県庁農地開拓課内 農林会館 岡山県庁構造改善課内 広島県庁外事課内 山口県農業会館内	7111 (2)7561 (24)2111 (21)7411 (小郡)100



四国ブロック	徳島県事務所 香川県事務所 愛媛県事務所 高知県事務所	徳島市万代町1の1 高松市八番丁1 松山市一番町4丁目4の2 高知市帯屋町98	徳島県庁内 香川県庁内 愛媛県庁農地拓植課内 農協会館北側	(3)2990 (3)2111 (3)1793 (3)6865
九州ブロック	福岡県事務所 佐賀県事務所 長崎県事務所 熊本県事務所 大分県事務所 宮崎県事務所 鹿児島県事務所	福岡市天神町1の1の1 佐賀市赤松町35 長崎市出島町1の5号 熊本市長安寺町22 大分市荷揚町2番33号 宮崎市宮田町1の78 鹿児島市山下町68	福岡県庁涉外移住課内 佐賀県庁農地開拓課内 みなとビル内 教育会館別館内 燃料会館内 鹿児島県庁農地開拓課内	(74)8853 (4)2003 (2)4263 (2)3241 (3)0886 (2)2690 (3)3601

本 部

東京都港区赤坂田町7ノ1 信和ビル内

海外移住事業団

電話 (582) 0411

## カナダ関係参考図書

世界風俗地理大系	誠文堂新光社
世界文化地理大系	平凡社
カナダ研究	世界経済調査会
ステイブストン物語	中央公論社
海を渡った日本村	同
カナダ国の概要と日系人	海外移住事業団
アメリカ大陸たてよこ	朝日新聞社

# 海外移住事業団

東京都港区赤坂田町7の1 (信和ビル)

電話 (582) 0411 (代表)